

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	----	------	-----------	------	------

受付印

令和 年 月 日	法人番号	この申告の基礎 の修正・更正 決定・再算 による。	申告年月日 年 月 日
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)	事業種目	期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (解散日現在の資本金の額 又は出資金の額)	兆 十億 百万 千 円
(ふりがな) 法人名	同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人等に該当しないもの	非中小法人等	
(ふりがな) 代表者名	期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額	兆 十億 百万 千 円	
	期末現在の 資本金等の額		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分又は
道庁特別法人事業税の申告書

業 税	摘要	課税標準	税率(100)	税額	(使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によ て計算した法人税額	兆 十億 百万 千 円	
所得割	法第72条の2第1項第1号に掲げる事業				①		
	所得金額総額 別表5③	28			試験研究費の額等に係る 法人税額の特別控除額	②	
	年400万円以下の金額	29	000	00	還付法人税額等の控除額	③	
	年400万円を超え年 800万円以下の金額	30	000	00	退職年金等積立金に係る 法人税額	④	
	年800万円を超える 金額	31	000	00	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ①+②-③+④	⑤	
	計 29+30+31	32	000	00	2以上の道府県に事務所又は事業所 を有する法人における課税標準とな る法人税額又は個別帰属法人税額	⑥	
	軽減税率不適用法人 の金額	33	000	00	法人税割額 (⑤又は⑥×100)	⑦	
	付加価値額総額	34			道府県民税の特定寄附金 税額控除額	⑧	
	付加価値額	35	000	00	税額控除超過額相当額の 加算額	⑨	
	資本金等の額総額	36			外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額 又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑩	
	資本金等の額	37	000	00	外国の法人税等の額の控 除額	⑪	
収入割	法第72条の2第1項第2号に掲げる事業				仮装経理に基づく法人税 割額の控除額	⑫	
	収入金額総額	38			差引法人税割額 ⑦-⑧+⑨-⑩-⑪-⑫	⑬	
収入金額	39	000	00	既に納付の確定した当期 分の法人税割額	⑭		
所得割	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業				租税条約の実施に係る法 人税割額の控除額	⑮	
	所得金額総額 別表5③	40			この申告により納付すべき法 人税割額 ⑬-⑭-⑮	⑯	
	所得金額	41	000	00	算定期間中において事務所 等を有していた月数	⑰	
	付加価値額総額	42			均等割額 円× $\frac{⑰}{12}$	⑱	
	付加価値額	43	000	00	既に納付の確定した当期 分の均等割額	⑲	
	資本金等の額総額	44			この申告により納付 すべき均等割額 ⑱-⑲	⑳	
	資本金等の額	45	000	00	この申告により納付すべ き道府県民税額 ⑱+⑳	㉑	
	収入金額総額	46			⑳のうち見込納付額	㉒	
	収入金額	47	000	00	差引 ㉑-㉒	㉓	
	付加価値割	法第72条の2第1項第4号に掲げる事業				特別区分の課税標準 額	㉔
		付加価値額総額	48			東場 京合 都の に⑦ 申告 計算 する 同上に対する税額 ②×100	㉕
付加価値額		49	000	00	市町村分の課税標準 額	㉖	
資本金等の額総額		50			同上に対する税額 ②×100	㉗	
資本金等の額		51	000	00	法人税の期末現在の資本金等の額 又は連結個別資本金等の額		
収入金額総額		52			法人税の当期の確定税額又は 連結法人税個別帰属支払額		
収入金額		53	000	00	決算確定の日		
合計事業税額(⑳又は㉓)+㉕+㉖+㉗+㉘+㉙+㉚+㉛+㉜+㉝	54			00	解散の日		
事業税の特定 寄附金税額控除額	55				仮装経理に基づく 事業税額の控除額	56	
差引事業税額 55-56-57	57	00		00	既に前付の確定した 当期分の事業税額	58	
租税条約の実施に係る 事業税額の控除額	59			00	この申告により前付 すべき事業税額⑮-⑯	60	
法人税の所得金額(法人税の明細書(別表4)の(52))又は個別 所得金額(法人税の明細書(別表4)の2付表)の(55))	61				この申告が中間申告の場合の計算期間		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	62				翌期の中間申告の要否	要・否	
還付請求中間納付額	63				還付を受けようとする 金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)	

(道府県民税)

(第三条・第五条・第十条の二関係)「別紙一」

署名
署
税
理
士

(電話)